

内閣参質六〇第一号

昭和四十四年一月十六日

内閣総理大臣 佐藤榮作

参議院議長重宗雄三殿

参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に關する質問に対する答弁書

一、在日米軍基地の公表について

1について

現在、米軍に提供している「施設及び区域」については、すべて公表している。

2について

公表しない「施設及び区域」はなく、したがつてその基準もない。

3について

政府が昭和三十五年三月二十五日国会に提出した「合同委員会合意書に關連し実施されている主要事項」は、文字どおり合同委員会における合意に關連し実施されているもののうち主要な事項であつて必ずしも合同委員会における合意そのものではない。

この「主要事項」中「刑事裁判管轄権に關する事項」のうち第五「施設又は区域の標示等に關する事項」〔後段は、「区域又は施設の一覽表及び法律上の記述は、できるかぎり日本國の官報及び合衆國軍隊の公刊物に公表する」旨記述しているが「できるかぎり」という文言が米軍の使用する「施設及び区域」の軍事的性格により、一部公表しないこともあり得ることを予想している」とは、事実であるが、しかし、問1に対する回答でも明らかなように、かかる「施設及び区域」は、一切存在しない。

二、「個々の施設及び区域に関する協定」について

1について

締結している。

2(1)及び(2)について

行政協定発効後九十日以内に日米両国政府間で合意に達しないまま、米軍が使用することとなつたものは五十箇所であった。

これらの施設のうち行政協定期間に中に使用解除となつたものが十五箇所あり、提供の合意をみた三十五箇所についても行政協定期間に中に十六箇所が返還されている。したがつて十九箇所が他の施設とともに地位協定第二条一項(b)の規定により新協定における「施設及び区域」とみなされたものであり、これら「施設及び区域」もそれぞれ「実施取極め」が締結されている。

3について

「個々の施設及び区域に関する協定」では、施設番号、施設名、所在地、参照されるべき合同委員会合意覚書番号を、また、「実施取極め」では、施設番号、所在地、財産の明細、使用期間、引渡期日、引渡期間、受領機関等を明らかにしている。

4について

「個々の施設及び区域に関する協定」及び「実施取極め」は、合同委員会関係文書であり、合同委員会

関係文書は原則として非公表扱いとすることが日米間で合意されているので、その全文を公表する」とはできない。

5及び6について

「施設及び区域」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の目的に即して米軍の使用に供されているものであつて、通常、その使用目的を細かくきめていないが、演習場、射爆撃場のように周辺住民の安全に影響の強い「施設及び区域」については、米側と協議のうえその使用条件を明細にしている。

キャンプ王子については、一般陸上施設として米軍に提供しているので、米軍が病院として利用したことは、その使用目的に反するものとは考えない。

なお、「施設及び区域」はその主たる用途に即した名称で表示されることが適當であるので、現在提供中の「施設及び区域」のうちその名称が不適当なものについて検討中である。

三、米軍の海域使用について

1について

地位協定第二条一項(a)にいう「施設及び区域」には日本政府が提供した公有水面を含む。

提供水域の範囲については、地上の標点からの距離、又は緯度、経度等によつて、その範囲を明示して公表する方法をとつてゐる。

2について

別添資料一のとおりである。

3及び4について

別添資料二のとおりである。

5について

海上演習場のうちわが国の領海にあたる部分は、日本政府が提供した「施設及び区域」である。

四、米軍の空域使用について

1について

問二の4と同様の理由により、日本側の一存で全文を公表することはできない。

2(1)について

米国政府については在日米軍司令官(第五空軍司令官)、日本政府にあつては防衛庁長官を指す。

(2)について

「防空識別圏」は、現在ない。

「質問の趣旨のような「制限空域」及び「基地の離陸及び基地帰投に必要とみなされる圏若しくは区」はない。

「空域制限」については、米軍機の飛行のために特定の飛行空域を予定し一定時間その経路及び高

度を他の航空機が飛行しないように離隔する管制上の措置をとつてゐる。米軍からこの要求があつた場合には、一般的の航空交通に混乱を生ぜしめないよう経路を調整し或いは時間及び高度を最少限にしほつて許可を与えてゐる。

したがつてこのよなうな制限は通常経常的なものではなく、時間の経過とともに消滅するものである。

3及び4について

米軍は米軍に提供された飛行場の周辺において進入管制業務を行なつてゐるが、この空域は日本政府が提供した「施設及び区域」ではなく地位協定第六条十項に基づく「航空交通管制に關する合意」によつて米軍が進入管制業務を事実行為として行なうこととを日米間で認めていた区域にすぎない。したがつてこのよなうな空域についても必要があるときには、いつでもわが国は進入管制業務を行なつねむのである。

五、在日米軍基地の「近傍」について

1について

「路線権(Right of Way)」は、他人の土地を通過し若しくは通行する」とを内容とする地役権の一
種であると解られる。

2について

「必要な措置」は、米側の要請に基づき「関係法令の範囲内で」とられるものであるが、具体的には、「施設及び区域」への出入のための地役権がある。

3について

「必要な措置」としては、例えば地位協定第六条一項に基づく「航空交通管制に関する合意」によつて米軍が行なつてゐる進入管制業務がある。

4について

米側から要求されている航空障害緩衝地帯及び弾薬庫周辺保安区域設定については、引続き慎重に検討中である。

5について

米側から要求されている電波障害緩衝地帯設置要求については、電波障害に関する特別分科委員会を設け引き続き慎重に検討中である。

六、米軍の民間空港等の使用について

1について

地位協定上、米国の船舶及び航空機は日本国の港又は飛行場に出入することができるところが、その解釈上合意事録において日本国との港とは、通常「開港」をいうが、不開港への出入を禁じた趣旨ではない。

2について

(イ) 紋別、釧路、十勝、苦小牧、室蘭、函館、乙部、小樽、留萌、稚内、青森、大湊、八戸、久慈、

大船渡、秋田船川、館山、千葉、船橋市川、波浮、京浜、新潟、両津、伏木富山、七尾、敦賀、三國、熱海、伊東、下田、沼津、清水、蒲郡、名古屋、四日市、宮津、舞鶴、阪南、大阪、神戸、和歌山下津、境、浜田、岡山、宇野、水島、吳、江田島、広島、徳山下松、宇部、萩、關門、徳島、

小松島、坂出、高松、宇和島、八幡浜、松山、今治、高知、博多、唐津、長崎、水俣、三角、別府、大分、佐伯、細島、油津、鹿児島、名瀬の七十四港。

(ロ) 稚内、帶広、函館、秋田、花巻、山形、新潟、東京国際、大島、三宅島、名古屋、大阪国際、広島、宇都、高松、松山、高知、大分、大村、福江、宮崎、鹿児島、屋久島、奄美の二十四空港。

3について

地位協定第五条にいう「公の目的」とは、アメリカ合衆国政府の目的をいい、その認定は、協定の兩当事国が行なう。

4について

「日本国の当局」とは港湾管理者又は港長であり、「適当な通告」の内容は、船舶の名称、トン数、長さ、吃水及び出入港の日時である。

「通常の状態」でない状態とは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的

な場合に限られる。

航空機の場合は、船舶とはその運行形態を異にするので、同様の通告義務は課さず、外国から飛来する一般の航空機と同じく飛行計画を事前に航空管制機関（運輸省）に通報させることにより措置している。

七、米軍、自衛隊による基地の「共同使用」について

1(1)について

別添資料三のとおりである。

2(2)について

地位協定第二条四項(a)の規定に基づき日本政府又は国民が「施設及び区域」を使用する場合にも、米側は、「施設及び区域」の当該部分に対し、地位協定第三条に定めるいわゆる管理権行使しうると解される。ただし、かかる共同使用に関する日米間の取極に従い日本側が必要な措置をとる場合には、米側の管理権の行使は、その限度で実際上排除される。

3(3)について

地位協定第二条四項(a)に基づく共同使用が長期にわたつた場合であつても、必ずしも米軍が当該部分を将来とも必要としなくなつたものと断定はできない。

また、地位協定第一条四項(a)にいう「一時的」とは、実状に応じて考慮されるべきものであつて具

体的にどの程度の期間を指すかは、あらかじめ一概にはいえない。

2 (1)について

別添資料四のとおりである。

(2)について

自衛隊が「施設及び区域」を使用するのは、地位協定第二条四項(a)による場合に限定されではない。地位協定第三条一項によつても使用する」とができる。

3 (1)について

別添資料五のとおりである。

(2)について

地位協定の適用条項については、現存の当該「施設及び区域」に関する合意において、米軍の使用中は地位協定のすべての必要な条項を適用する旨規定されている。

(3)について

地位協定第二条四項(b)中の「一定の期間」とは個々にきめられる期間を指すのであつて、具体的には、「個々の施設及び区域に關する協定」において、米軍の使用期間は年間何回何週間等明記されている。

(4)について

東富士演習場については、最近の使用実態に徴すれば、自衛隊の使用が増大し、米軍の使用頻度は極めて少ない。このような実態にかんがみ、演習場の管理は自衛隊とし、米軍も今後使用する計画があるので、これを地位協定第二条四項(b)により使用せしめることとして、地元の同意を得たうえ、今回、使用転換の措置をとつたものである。

(5)について

北富士演習場についても、自衛隊の演習場として必要であり、引続き米軍も使用の計画があるので、使用転換の措置を講じたいと考えて いる。

なお、この使用転換については、地元関係者の同意を得て円滑に措置したいと考え、日下鏡意折衝中である。

別添資料一

提供施設関係水域の面積

(昭四四、一、八現在)

水域の名称 面積(平方キロメートル)

備考

支笏湖水上訓練水域

○・○一

三沢飛行場水域

○・○六

小柴貯油施設水域

○・九二

広島弾薬庫水域

○・八

秋月弾薬庫水域

○・二二

横須賀海軍施設水域

九・二六

岩国飛行場水域

一〇・九七

別添資料二

米軍海上演習場の位置及び面積等

(昭四四、一、八現在)

注 水域の面積は、正式に計測していないので、概数である。

区 域 名 位 置 面積(平方キロメートル)

公海、領海の別

チャリ一区域 ア、北緯三四度三五分 東経一四〇度一六分

三、七一二・六二 公 海

イ、北緯三四度〇八分

三、七一二・六二 公 海

区 域 名 位

面積(平方キロ) 公海、領海の別

ウ、北緯三三度四四分
エ、北緯三四度三一分東經一四〇度二三分
東經一四〇度〇八分

デ ル タ 区 域

東經一三九度二二分
東經一三九度三一分

海

ア、北緯三五度〇二分
イ、北緯三五度〇二分
ウ、北緯三四度五二分
エ、北緯三四度五二分東經一三九度二二分
東經一三九度三二分
東經一三九度一五分

一、八四二・六五 公

ア、北緯三三度二〇分
イ、北緯三三度二〇分
ウ、北緯三一度四七分
エ、北緯三一度四七分東經一二八度四六分
東經一二九度一〇分
東經一二九度二〇分
東經一二八度四六分

海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

フォックスストロット区域

東經一二八度四六分

海

ア、北緯三三度三五分
イ、北緯三三度五六分
ウ、北緯三三度四二分
エ、北緯三三度二一分東經一二八度二五分
東經一二八度五六分
東經一二九度一〇分
東經一二八度三九分

海

ア、北緯三三度三五分
イ、北緯三三度五六分
ウ、北緯三三度四二分
エ、北緯三三度二一分東經一二九度一〇分
東經一二九度二〇分
東經一二八度四六分

海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ゴルフ区域

東經一二八度二五分

海

ア、北緯三三度三五分
イ、北緯三三度五六分
ウ、北緯三三度四二分
エ、北緯三三度二一分東經一二八度二五分
東經一二八度五六分
東經一二九度一〇分
東經一二八度三九分

海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

キロ 区域

東經一四〇度三〇分

海

ア、北緯三五度一五分
イ、北緯三五度一五分
ウ、北緯三五度〇〇分
エ、北緯三五度〇〇分東經一四〇度一〇分
東經一四一度一〇分
東經一四一〇度一〇分
東經一四〇度三〇分

海

リマ区城

六、一五四・八一 公

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

海

- ア、北緯三三度〇一分三〇秒 東経一三三度三八分
 イ、北緯三三度〇九分 東経一三三度〇〇分
 ハ、北緯三三度〇二分 東経一三三度三〇分
 オ、北緯三三度四三分 東経一三三度三〇分
 ハ、北緯三三度四八分 東経一三三度〇〇分
 キ、北緯三三度二五分 東経一三三度〇八分
 ウ、北緯三三度三八分 東経一三三度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

マイク区域

四七・三一 領海、公海

- ア、北緯三四度三四分〇〇秒 東経一三八度五〇分四四秒
 イ、北緯三四度三五分五五秒 東経一三八度五五分四五秒
 ハ、北緯三四度三七分〇〇秒 東経一三九度〇〇分〇〇秒
 ニ、北緯三四度三五分一六秒 東経一三九度〇〇分〇〇秒
 オ、北緯三四度三三分一五秒 東経一三八度五七分一八秒
 ただし、神子元島燈台を中心とする半径五〇三メートル
 (五五〇ヤード)の円形区域を除く。

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ノベンバー区域

一三・〇二 領海

- ア、北緯三五度一八分二八秒 東経一三九度四八分四〇秒
 イ、北緯三五度一六分四二秒 東経一三九度四八分四〇秒
 ハ、北緯三五度一六分四二秒 東経一三九度四六分一二秒
 ニ、北緯三五度一八分四二秒 東経一三九度四六分一二秒

区 域 名 位 置 面積(平方キロ) 公海、領海の別

イナンバ島対地訓練区域
(対地射爆撃)
北緯三度三八分四八秒、東経二三九度一八分一〇秒の点を中心とする直 径一六、〇九〇メートル(一〇マイル)の円の内、東西両側を中心から各四、三三七メートル(三二マイル)の点を通る子午線で切り落した区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

沼津乗下船及び積込積下
訓練区域
ア、北緯三五度〇六分三八秒 東経一三八度四八分五二秒
イ、北緯三五度〇三分四六秒 東経一三八度四九分一六秒
ウ、北緯三五度〇五分〇五秒 東経一三八度四五分五二秒
エ、北緯三五度〇六分四二秒 東経一三八度四八分四四秒
中心点は、北緯三五度〇六分三九秒、東経一三八度四八分四八秒で両側へ一三七メートル(一五〇ヤード)

相模湾潜水艦行動区域
線の北方全区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

佐世保湾訓練機雷敷設区域
ア、北緯三三度〇九分四五秒 東経一二九度一三分三〇秒
イ、北緯三三度〇九分四五秒 東経一二九度一四分四二秒
ウ、北緯三三度〇八分四二秒 東経一二九度一四分四二秒
エ、北緯三三度〇八分四二秒 東経一二九度二三分三〇秒

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

東京湾訓練機雷敷設区域
ア、北緯三五度三三分三〇秒 東経一三九度五八分〇四秒
イ、北緯三五度三〇分〇〇秒 東経一三九度五八分〇四秒

一一・四三 領

海

一三・五八 領

海

一、二六五・〇〇 領海、公海

海

三・六一 公

海

一、二六五・〇〇 領

海

ウ、北緯三五度三〇分〇〇秒 東経一三九度五五分〇〇秒
エ、北緯三五度三二分三〇秒 東経一三九度五五分〇〇秒

土佐湾潜水艦行動区域

北緯三三度一五分東経一三四度二一分の点と北緯三三度四三分更經一三三度〇一分の点を結ぶ線の北西方全区域

芦屋対地訓練区域（海上部分）

海上危険区域の東界は北緯三三度五二分五六秒、東経一三〇度三八分一五秒の海岸上の点から真方位三五八度に引いた線、西界は北緯三三度五二分三〇秒、東経一三〇度三五分四二秒の海岸上の点から真方位三三四度に引いた線、北界は北緯三三度五二分四〇秒、東経一三〇度三七分一五秒の点を中心とする半径八〇四五メートル（五マイル）の弧、南界は海岸上の二点間の海岸線のそれをもつて囲まれる区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

中部本州空戦訓練区域
(空対空)

- ア、北緯三六度四〇分 東経一四一度〇五分
- イ、北緯三六度四〇分 東経一四一度二一分
- ウ、北緯三六度〇〇分 東経一四一度二一分
- エ、北緯三六度〇〇分 東経一四一度〇五分

一、七七〇・七四 公 海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

中部日本海空戦訓練区域
(空対空)

- ア、北緯三六度四八分 東経一三五度三〇分
- イ、北緯三六度三八分 東経一三五度三七分
- ウ、北緯三六度三〇分 東経一三四度五九分
- エ、北緯三六度三〇分 東経一三四度五一分

一、三九五・八〇 公 海

区 域 名 位 置

面積(平方キロ) 公海、領海の別

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

九州空戦訓練区域(空対
空)
ア、北緯三四度五一分〇〇秒 東経一三〇度三五分一五秒
イ、北緯三四度四三分二〇秒 東経一三〇度五二分一〇秒
ウ、北緯三四度〇八分四〇秒 東経一三〇度一九分一〇秒
エ、北緯三四度一六分四五秒 東経一三〇度一二分四五秒

二、一三一・六一 公 海

三沢対地訓練区域(海上
部分)
海上区域は、北緯四〇度五一分五九秒、東経一四一度三三分
一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)
の円、この中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点
から真方位五八度に引いた線、この中心点より南一、六〇九
メートル(一マイル)の点から真方位一〇八度に引いた線及
びこの中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点と南
一、六〇九メートル(一マイル)の点を結ぶ直線で囲まれた区
域のうち海上部分

四七・三一 領 海、公 海

水戸対地訓練区域(海上
部分)
海上危険区域は、北緯三六度三三分一一秒、東経一四〇度三
五分一五秒の点を中心とし半径一、一二六三メートル(七マイ
ル)、真方位一〇度から九〇度に至る扇形区域

七〇・七一 領 海、公 海

次の点を結ぶ線で囲まれる区域

北部本州空戦訓練区域
(空対空)
ア、北緯四〇度四二分〇〇秒 東経一四一度五七分〇〇秒
イ、北緯四〇度四八分〇〇秒 東経一四二度一九分〇〇秒
ウ、北緯四〇度〇六分三〇秒 東経一四二度一四分〇〇秒
エ、北緯四〇度一二分〇〇秒 東経一四二度三五分一五秒

二、一七三・一九 公 海

佐渡島空戦訓練区域（空
対空）

ア、北緯三九度一六分 東経一三八度五八分
イ、北緯三九度一分 東経一三九度二〇分
ウ、北緯三八度三五分 東経一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東経一三九度〇二分

鳥島対地訓練区域（対地
射爆撃）

北緯三三度一五分、東經一二八度〇六分の点を中心とする
直径三一、二三四メートル（一二マイル）の円内
計二三区域

注 区域の面積は、正式に計測していないので、概数である。

三一八五七・三〇
二、六五三・五】 公 海

別添資料三

地位協定第二条四項(a)関係共同使用施設の面積及び使用内容等

（昭四四、一、八現在）

施設及び区域名	使 用 面 積		使 用 内 容	使 用 者	使 用開始年月日
	土地 (トル) 一、三五〇	建物 (延平方メ トル) キャンプ千歳補			
戦 車 道 路			自 衛 隊	昭三九、一一、三〇	
自動車訓練、演習、鐵道側線等			自 衛 隊	昭四一、一〇、二八	
地下埋設灌漑用水路			南長沼土地改良	昭四〇、一、二二	
千 歳 市	区				
一〇					
地下埋設水道管路					

施設及び区域名	土地 (平方メー)		建物 (延平方メー)		使 用 面 積		容 使 用 者	使 用 者	使 用開始年月日
	一 一 九	二 四 八	二 九 、八 一 〇	六 、六 八 三	一 六 五	三 、四 五 〇			
稚内通信施設							伝送回線ケーブル埋設	電気象庁	昭四三、八、二七
十勝太通信所							通信用ケーブル埋設	電気公社	昭四三、一〇、二九
キヤンブ千歳							出入道路	自衛隊	昭二九、五、一四
三沢飛行場	七 二、二 五 〇	三、八 八 〇	二、三 九 三				小銃射撃訓練	自衛隊	昭四〇、一、七
八戸貯油施設	一 四						けん銃射撃訓練	海上保安廳、海 上警察署、海 上保安廳	昭四〇、二、一 七
山王ホテル土官宿舎		二 一					水道管埋設	浦幌町	昭三八、九、六
閨東村住宅地 及び補助飛行場		三 六、四 二 〇					戰車道路	自衛隊	昭三九、一、三〇
横田飛行場	一 、〇 八 三						通行及び污水管埋設用地	自衛隊	昭四一、一〇、二八
南鳥島通信所	二 一 三						灌漑用水管埋設及び維持管理	三沢市	昭三六、一、二二
木更津飛行場	二 、一 一 二、八 八 四						高圧送電線及び地下ケーブル敷設	東北電力(株) 青森県新産業都市建設事業団	昭四三、五、三一
機体構造実験研究施設							鉄道側線敷	国際自動車(株)	昭四一、五、二三
航空機の誘導路							車庫の階段を設置	運輸省	昭三八、二、一九
事務所及び宿舎敷等								研究所	昭三九、三、三一
自衛隊	自衛隊	自衛隊	西武鉄道(株)	西武鉄道(株)	自衛隊、氣象庁	自衛隊	自衛隊	自衛隊	昭三四、六、二六
	昭四三、	昭三四、	昭三六、一、二二	昭三六、一、二二	昭四三、六、二六	昭三六、一、二二	昭三六、一、二二	昭三六、一、二二	三、二六五

太田小泉飛行場	六一三	電波補助装置設置	運輸省昭三六、一、二
水戸対地射撃場	一〇一三	電話ケーブル埋設	電電公社昭三七、二、三
キャンブ朝霞	一、八一四、九三八	排水管埋設	動力炉・核燃料開発事業団昭四一、六、二
大和田通信所	一二、八九四	航路標識灯台を建設	海上保安庁昭四一、八、五
ジョンソン飛行場	二四四、八九八	駐屯地、訓練場等	自衛隊昭三四、二、三、一九
横浜海浜住宅地区	三、二八九	送水管設置	東京都昭三九、二、一
山手住宅地区	二八、五五七	司令部、防空管制、隊舎等の施設	東京都昭三四、四、一四
根岸住宅地区	二二、二八	送水管設置	東京都昭三六、一、二
深谷通信所	七三	汚水管埋設	自衛隊昭三七、九、一八
	一	消防用貯水槽設置	東京電力(株)昭三七、九、一八
	一〇三	隣接住民の出入路	横浜市昭四一、八、五
	三九	道 路	横浜市昭三七、五、二九
	三三	下水管埋設	横浜市昭三七、二、二
	二八	下水管埋設	横浜市昭三七、九、一八
	二二	下水管埋設	横浜市昭三七、九、一八
	一一	下水管埋設	横浜市昭三七、九、一八
鐵塔電線設置	五九九	東京電力(株)	海上保安庁昭三九、二、一

施設及び区域名	土地 (平方メートル)	建物 (延べ平方メートル)	使用者	内容	使 用 面 積
鶴見町油施設	五、一六	酸素パイプの埋設	日本钢管(株)	昭三九、七、一四	
横浜冷蔵倉庫	六、二	照明装置設置	横浜市	昭三八、五、一七	
横浜貯油施設	一、八、八三	荷揚作業及び出入路用地	常磐炭鉱(株)	昭四〇、一、五	
厚木海軍飛行場	一、九、四四	鐵道引込線及び出入路と立体交差	日本道路公團	昭四一、六、七	
相模総合補給廠	六、〇、六九	航空無線発信施設	運輸省	昭三九、九、二九	
池子弾薬庫	四、四九〇	超高压送電線の維持	東京電力(株)	昭三六、一一、二二	
富岡倉庫地区	六、七、三五	超高压送電線の維持	東京電力(株)	昭三八、九、六	
音斐倉庫地区	一、七、二八	送水管設置	横須賀市	昭三九、二、一一	
横須賀海軍施設	一、六、二〇〇	資材搬入通路	横浜市	昭四三、五、三一	
音斐倉庫地区	一、四、九八	信号所、気象観測所及び出入路	自衛隊	昭三七、九、一八	
音斐倉庫地区	三、八、七四七	艦艇用燃料貯蔵所	自衛隊	昭三八、二、一九	
音斐倉庫地区	四、〇、〇〇〇	弾薬整備所	自衛隊	昭四一、五、一三	
音斐倉庫地区	三、三、四二	放射能測定装置	科学技術庁	昭三九、一一、一〇	
音斐倉庫地区	七〇、八	艦船修理施設	自衛隊	昭三六、一一、二二	
音斐倉庫地区	二、六、二六九	艦船の消磁施設設置	自衛隊	昭四一、三、四	
音斐倉庫地区	二、六〇、六六	放射能測定装置	科学技術庁	昭三九、一、一、一〇	
音斐倉庫地区	六〇	放射能測定装置	科学技術庁	昭四三、一、一二	
田浦送油施設	一、六、八五二	出入路、鉄道側線敷	自衛隊	昭三五、三、一	
田浦送油施設	一八三	専用鉄道側線敷	日本アミノ鋼料株	昭三七、一、二、二	
水道管埋設	四八		横須賀市	昭四二、四、一	

施設	長井住宅地区	三〇、〇三八	レーダー等設置
追浜海軍航空隊	長坂小銃射撃場	一〇四、二九四	小銃射撃訓練場
觀音崎艦船監視所	横浜ノースドック	六九、二八六	港湾防備訓練施設
所	北富士演習場	三四九	守衛室敷地等
ク	四二、二五〇	四四	道 路
ク	三、〇〇〇	一、八七二	進入路及び跳弾防止施設
ク	一、八六六	一、八六六	造林小屋兼監視小屋
ク	四五〇	四五〇	道 路
ク	一七六	一七六	コンクリート床工
ク	一三六	一三六	コングリート水路
ク	四〇一	四〇一	会議室等
ク	一四九	一四九	会 務 所
ク	二七二	二七二	舍 倉
ク	二七一	二七一	舍 倉
ク	一三五	一三五	無線中継所
ク	八七〇	八七〇	牛番小屋建設敷地
ク	九八	九八	氣象観測用レーダー施設設置
ク	三三一	三三一	灰ヶ峰通信施設
ク	一〇九〇	一〇九〇	広彈藥庫
ク	五九〇	五九〇	秋月彈藥庫
ク	六一〇	六一〇	六甲通信所
ク	五九〇	五九〇	岩國飛行場

施設及び区域名	使 用 面 積		使 用 者	使 用 開始年月日
	土 地 (平方メー トル)	建 物 (延平方メ トル)		
吳第六突堤	八六、二三五	一一七	ターミナルビル敷地	昭三七、一二、二二
雁ノ巣空軍施設	四、〇九六	一〇五、六五二	滑走路、誘導路	昭三七、一二、二二
春日原住宅地区	一八、一八二	一、四二七	船舶のけい留施設	朝日新聞社
板付飛行場	一〇五、六五二	四、四四七	V O R 施設	東亜航空(株)
	一一八	六	隊舎、燃料置場	昭三八、二、一九
	一一〇		自動警戒管制組織施設の建設敷地	自衛隊
	六五		有線放送用通信線の埋設	運輸省
放水管埋設	一一八		組合	昭四〇、一、一二
通信線埋設	一一〇		自衛隊	昭四〇、一二、七
水道管埋設	一一〇		自衛隊	昭四三、五、三一
水道管埋設	一一〇		春日町農業協同組合	春日町農業協同組合
水道管埋設	一一〇		電電公社	昭四〇、五、一三
水道管埋設	一一〇		上野	昭四一、四、二
水道管埋設	一一〇		福岡市	昭三九、七、一四
ガス管埋設	一一〇		西部ガス(株)	昭三九、七、一四
電話線埋設	一一〇		電電公社	昭三九、七、一四
下水管埋設	一一〇		三井物産(株)	昭四〇、九、三
水道管埋設	一一〇		福岡市	昭四〇、一二、七
水道管埋設	一一〇		秀規	昭四〇、一二、七

三〇四、四〇五

民間航空機離着陸のための滑走路、誘導路及び駐機場

洋航空運輸(大韓航空公社)

省昭四一、二二、一三

芦屋対地射爆撃場

一、七四五

山田弾薬庫

一二

平尾通信中継所

一、一七四

赤崎貯油所

二

一一

横瀬貯油所

三三六

二

向後崎艦船監視

六六、〇六五

二

佐世保海軍施設

一八、三六七

一

四、五〇四

一、五七八
通 信 施 設

一、一四二
補 給 所

六八一

放射能測定装置

放射能測定装置

放射能測定装置

科学技術府

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

四、九八五

水道施設設置

一、一七四

排水管設置

六六〇

一

踏切交差道路

所有地への出入路等

二

放射能測定装置

水道管埋設

跨線橋新設、下水溝移設

放射能測定装置

一

艦艇用燃料の貯蔵及び補給施設

三

放 射 能 测 定 装 置

放 射 能 测 定 装 置

放 射 能 测 定 装 置

放 射 能 测 定 装 置

放 射 能 测 定 装 置

一

佐世保市

昭四一、五、一三

佐世保市

昭四三、三、一

佐世保市

昭四〇、九、三

佐世保市

一

佐世保市

昭四一、二、七

佐世保市

昭四〇、一、二

佐世保市

昭三九、一、一、一〇

佐世保市

一

科学技術府

昭三九、一、一、一〇

科学技術府

昭三九、一、一、一〇

科学技術府

昭三九、一、一、一〇

科学技術府

施設及び区域名	使 用 面 積		使 用 者	使 用 者 使用開始年月日
	土地 (平方面メー トル)	建物 (延平方面 トル)		
（水域二、四七六）	一一、〇一〇	七七、一九八	放射能測定装置設置	科学技術庁 昭三九、一一、一〇
（水域四三〇）	一一、〇一〇	一〇、八二九	船舶けい留施設及び渡り棧橋を設置	佐世保重工(株) 昭四三、八、二七
埠辺地区	一一、〇一〇	一〇、八二九	船舶けい留施設及び渡り棧橋を設置	（株）セメント 昭三四、八、二七
立神港区	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三四、二、二〇
立 神 港 区	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三四、五、一六
一、三、八三三	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	科学技術庁 昭三九、一一、一〇
一、四〇〇	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	科学技術庁 昭四三、一、一二
三、二五七	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三三、九、二六
一、四二三	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三七、二、九
九七五	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三八、六、二八
一〇	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三九、三、三一
補 工 作 所	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭四〇、一、五
工 作 所	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭四二、九、二九
工 作 所	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	自衛隊 昭三九、二、二〇
船舶修理施設	一一、二九三	一〇、八二九	放射能測定装置	佐世保重工(株) 昭四三、一〇、一九
計 五六施設	一一、九九一、六八三	一一、九九一、六八三	政府関係機関	（株）セメント 昭三九、一一、一〇
水域面積（一、九〇六）	一一、九九一、六八三	一一、九九一、六八三	民間等	（株）セメント 昭三九、一一、一〇
注 () 内水域面積は外数である。				

別添資料四

地位協定第三条一項による使用施設の面積等

(昭四四、一、八現在)

施設及び区域名

土地(平方メートル)
五、七八四

使
用
部
隊
名

キヤンブ千歳補助施設

三、四八八
五、七八四

北
部
航
空
方
面

雜内通信施設

一、四二五

北
部
航
空
方
面

三沢飛行場

六三、一八八
七、五九一、四〇三

北
部
航
空
方
面

三沢飛行場

一、七四九

北
部
航
空
方
面

水戸飛行場

三、二八八、七五〇

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

二〇、四六七
一九、八三五

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

三三九
一七四

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

三、六三六
一二六

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

二六、三三九
二三、七二四

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

二七四
一四七

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

六四、九三一、四九九
二二、六四九

北
部
航
空
方
面

横須賀飛行場

一一、七二四

北
部
航
空
方
面

別添資料五

地位協定第二条四項(b)関係共同使用施設の面積等

昭四四、一、八現在

八戸 LST けい留施

青森県

六一七

けい留船舶一般

設
計

一〇施設

一四八、〇三四、一三一

九八八

注（ ）を付した施設は、提供施設の一部が地位協定第二条四項(b)施設である」と示す。